

公益社団法人兵庫県看護協会 定款

目次

第1章 総則（第1条―第2条）
第2章 目的及び事業（第3条―第4条）
第3章 会員（第5条―第12条）
第4章 代議員及び予備代議員（第13条―第17条）
第5章 総会（第18条―第26条）
第6章 役員（第27条―第34条）
第7章 理事会（第36条―第41条）
第8章 委員会（第42条―第43条）
第9章 事務局（第44条）
第10章 支部（第45条）
第11章 資産及び会計（第46条―第50条）
第12章 定款の変更および解散等（第51条―第54条）
第13章 公告の方法（第55条）
第14章 補則（第56条）

附則

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人（以下「本会」という。）は、公益社団法人兵庫県看護協会と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、人間の尊厳と権利を尊重することを理念とし、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職」という。）が、職業倫理と資質の向上を図るとともに、安心し、誇りを持って働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズにこたえる看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）看護教育及び学会等学術振興に関する事業
- （2）看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業
- （3）看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業

- （4）地域ケアサービスの実施及び促進に関する事業
- （5）災害、健康危機支援に関する事業
- （6）看護の国際交流に関する事業
- （7）看護の普及啓発に関する事業
- （8）施設の貸与に関する事業
- （9）その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は兵庫県において行うものとする。

第3章 会 員

（種別）

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

（1）正会員

ア 兵庫県内に在住又は在勤する看護職で本会の目的に賛同して入会した者

イ アの正会員であった者で、兵庫県内に在住又は在勤せず、本会への加入の継続を希望したもの及び本会が認めたもの

（2）名誉会員

看護事業に顕著な功績があり、かつ、本会に功労があった看護職で、理事会が推薦し、本人の承諾を得て定時総会（第19条に規定する総会をいう。以下同じ。）において承認された者。

（入会）

第6条 新たに正会員として入会しようとする者は、理事会の承認を得て会長（第27条に規定する会長をいう。以下同じ。）が別に定める入会申込書に当該年度の会費を添えて、会長に申し込むものとする。

（会費）

第7条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の権利）

第8条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員（第13条に規定する代議員をいう。以下同じ。）と同様に本会に対して行使することができる。

- （1）一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- （2）一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

覧等)

- (3) 一般法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利
(合併契約等の閲覧等)

(退会)

第9条 会員は、理事会の承認を得て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議に基づき、当該会員を除名することができる。
- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 看護職の資格を喪失したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 会費を、その事業年度における3月末日までに納入しなかったとき。
 - (5) すべての代議員が同意したとき。
 - (6) その他会員資格に該当しなくなったとき。

(会員資格喪失に伴う拠出金品の不返還)

第12条 本会は、会員資格を喪失した者が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(代議員の員数その他)

- 第13条 本会に代議員を置く。その員数は、概ね正会員150人の中から1人の割合をもって選出する。端数の取扱いについて、理事会で定める。
- 2 前項の代議員をもって、一般法人法上の社員とする。
 - 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は、定款細則及び理事会において別に定める。
 - 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
 - 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

(代議員の任期)

- 第14条 前条第3項の代議員選挙は、1年に1度、2月に実施することとし、代議員の任期は、選出後の翌年度の4月1日から1年間とする。
- 2 前項の規定に関わらず、任期満了日において代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(一般法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(一般法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)
 - 3 代議員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、代議員は引き続きその職務を行わなければならない。

(予備代議員)

- 第15条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員(以下「予備代議員」という。)を選挙することができる。
- 2 予備代議員から代議員に就任した者の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 第1項の予備代議員の選出に係る選挙結果が効力を有する期間は、当該選挙後最初に実施される第13条第3項の代議員選挙終了の時までとする。

4 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が予備代議員である旨
- (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の予備代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2名以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2名以上の代議員）につき2名以上の予備代議員を選出するときは、当該予備代議員相互間の優先順位

5 第13条（ただし、第1項及び第2項を除く。）、第16条及び第17条の規定は、予備代議員について、準用する。

（代議員の資格の喪失）

第16条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

2 前項のほか、代議員は、第9条から第11条に掲げる事由により会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。

（代議員の報酬等）

第17条 代議員は、無報酬とする。

2 代議員には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第5章 総 会

（構成及び議決権）

第18条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

（権限）

第19条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 会費の額
- (4) 名誉会員の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(8) 本会の解散、残余財産の処分及び公益目的取得財産残額の贈与

(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(10) 理事会において総会に付議した事項

(11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第20条 総会は、定時総会として、毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第22条 総会に議長団を置く。

2 議長団は、3名とし、総会においてその都度、出席代議員の中から選出する。

3 議長は、議長団内で互選により決定する。

（決議）

第23条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、総正会員代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 本会の解散

(5) その他法令に定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者

を選任することとする。

(委任)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、予備代議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決を委任した者は出席したものみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された2名以上が、記名押印をしなければならない。

(総会運営規則)

第26条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める総会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設置)

第27条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事15名以上21名以内

(2) 監事3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、2名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

4 会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の役職については、定款施行細則の定めるところによる。

5 監事のうち1名を会員以外から選任する。

(役員の選任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事並びに前条第4項に規定する理事は、理事会の決議によって選定及び解職する。

(役員の子族等割合の制限)

第29条 前条で理事及び監事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)

第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。)の合計数が理事総数(現在数)の3分の1を超えないこと。

(2) 監事には、本会の理事及びその親族等並びに本会の使用人が含まれないこと。また、各監事は、相互に親族等の関係にないこと。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人本会の業務を分担執行する。

4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事及び監事は、総会の決議によって解任する

ことができる。

(役員の報酬等)

第34条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める理事及び監事の報酬及び費用の弁償に関する規程による。

(役員の責任及び一部免除の一部免除及び限定)

第35条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 本会は、第1項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金140,000円以上であらかじめ本会が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

第7章 理事会

(設置)

第36条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び第27条

第4項に規定する理事の選定及び解職

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、各理事が招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、各理事が議長となる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

第8章 委員会

(職能委員会)

第42条 本会に、保健師職能委員会、助産師職能委員会及び看護師職能委員会を置く。

2 各職能委員会は、それぞれ職能上の問題を審議し、会長に助言する。

3 各職能委員会の委員長及び委員は、理事会において選任する。

4 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職能委員会以外の委員会)

第43条 この定款に定めるもののほか、本会の事業を推進するため必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会は、総会、理事会その他の機関の権限を侵さないものとする。

- 3 委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

- 第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
 - 3 事務局長その他の重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

第10章 支部

(設置等)

- 第45条 本会は、第3条に規定する目的を達成するため、支部を設置する。
- 2 支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

- 第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第47条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けた上で定時総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第48条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書

- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第49条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

(株式等に係る議決権)

- 第50条 本会は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第12章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

- 第51条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

- 第52条 本会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第53条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）に公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの

日又は当該合併の日から1か月以内に、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第54条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議により、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体であって租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

（公告方法）

第55条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第14章 補 則

（委任）

第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿に掲げる者とする。
- 4 この法人の最初の会長は大森綏子とする。

附 則

- 1 この定款は、平成25年6月19日から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、最初の代議員選挙は平成26年2月に実施することとし、最初の代議員の任期

は平成26年4月1日から1年間とする。

- 3 第13条の規定に関わらず、最初の代議員の任期が開始するまでの間、すべての正会員は社員としての地位を有する。
- 4 この定款は、平成28年6月23日から施行する。但し、平成28年度分会員資格における会員資格喪失事由は、改正前定款第11条第4号を適用する。